基準緩和型訪問サービス事業者のみなさまへ

生活支援サポーター養成研修修了者を雇用しませんか

生活支援サポーター雇用促進給付金のご案内

南あわじ市では、限られた介護の専門職の方にはより専門的な仕事に従事していただくため、要支援者等を対象とした家事援助のみを行うサービス「基準緩和型訪問サービス」を実施しています。

この度、制度の趣旨をご理解いただき、**生活支援サポーターを雇用**して基準緩和型訪問サービスを提供された**事業者を対象**とした**給付金制度を創設**しました。

これは、生活支援サポーター養成研修修了者を雇用された場合、ヘルパー資格を所持されている方に比べて、最初に訪問事業責任者の方が同行訪問される回数が多くなる場合等があるため、その人件費などにご活用いただくことを想定した給付金です。

本給付金制度をご活用いただき、介護業務の機能分化の促進にご協力いただきますようお願いします。

✓1 対象となる事業者

ヘルパー資格をもたない**生活支援サポーター養成研修修了者を新たに雇用**し、雇用した日の翌日から起算して**6か月以内**に本市指定基準緩和型訪問サービスに**２５回以上従事**させた**事業者**

✓2 給付金額

生活支援サポーター　一人につき**２０万円**

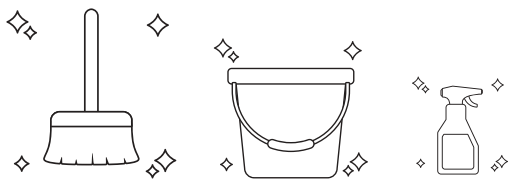

✓3 申請期間

対象者となる生活支援サポーターが**２５回目**の本市指定基準緩和型訪問**サービスに従事した日の翌日から起算して３か月以内**に申請してください

✓4 申請方法

次の①～④の書類を南あわじ市地域包括支援室に郵送、または窓口で提出してください。

①南あわじ市生活支援サポーター雇用促進給付金支給**申請書兼請求書**（様式第１号）

②対象者が一定の研修**修了者であることを証する書類**の写し（研修修了書の写し）

③対象者を**雇用した日を証する書類**の写し（雇用契約日が記載された書類の写し）

④雇用した日の翌日から起算して６か月以内に本市指定基準緩和型訪問サービス業務に**２５回以上従事したことを証する書類**（様式第２号）

※①と④の様式については市のホームページからダウンロードしてください

http://city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/houkatsu/seikatsu-koyou.html

問い合わせ・申請

〒656-0492　南あわじ市市善光寺22-1

南あわじ市役所　地域包括支援室

0799-43-5237

給付金申請までのステップ

生活支援サポーターを雇用 ≫ 6か月以内に25回以上サービスを提供 ≫ 3か月以内に給付金支給申請書を提出

Q1 ヘルパー資格を持たない生活支援サポーター養成研修修了者とは？

南あわじ市長名で交付している生活支援サポーター養成研修の修了証の所持者等※１を指します。
介護福祉士や実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者といったヘルパー資格を所持している人は対象外です。
なお、ヘルパー資格の所持については、雇用した日で審査するため、雇用した日においてヘルパー資格を所持していなかった生活支援サポーターが、本給付金申請までの間にヘルパー資格を新たに所持した場合は、対象となります。
※１「南あわじ市生活支援サポーター養成研修実施要領に規定する養成研修修了者」又は「兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に規定する兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者」

Q2 「新たに雇用」とは？

令和７年４月１日以降の雇用を対象とします。

Q3 「本市指定基準緩和型訪問サービスに２５回以上従事」とは？

南あわじ市に住民票がある人を対象として、指定基準緩和型訪問サービスを提供した回数をカウントしてください。(南あわじ市の被保険者であっても、住民票が他市にある人の場合は本市の指定基準緩和型訪問サービスに該当しないため、カウントしません。)
また、事業者による研修等は除き、利用者へのサービス提供を行った回数のみをカウントしてください。

Q4 令和７年４月１日に雇用した人の場合の申請期限は？

令和７年４月１日に雇用された場合、まずは、その翌日（令和７年４月２日）から６か月以内となる「令和７年10月１日」までに、２５回以上本市指定基準緩和型訪問サービスを提供してください。
その２５回目のサービス提供日の翌日から３か月以内（サービス提供日が令和７年9月１日だった場合、令和７年12月１日まで）に、給付金の支給申請を行ってください。